

## 厚真町シェアサテライトオフィス設置要綱

### (設置)

第1条 地域経済の活性化及び高度な情報通信技術の活用による新たな起業・就労機会の拡大を図るため、厚真町シェアサテライトオフィス（以下「シェアオフィス」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 シェアオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上厚真シェアサテライトオフィス	厚真町字上厚真18-1

### (事業)

第3条 シェアオフィスは、次に掲げる事業を行う。

- (1) テレワークを推進するための施設、設備等の提供に関すること。
- (2) 情報通信技術を活用した起業・就労機会の拡大に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

### (管理)

第4条 町長は、シェアオフィスを常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

### (利用許可)

第5条 別表第1又は別表第2の施設を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- 2 町長は、シェアオフィスの管理運営上、必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 別表第1第1号中のオフィススペースは、デスクスペース及びカウンタースペースが満席の場合のみ、別表第1第2号のとおり分割利用することができる。

### (鍵貸与登録)

第6条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）のうち、

実際にシェアオフィスを利用する者は、あらかじめシェアオフィス入口玄関の鍵貸与登録を行わなければならない。

(許可等の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、シェアオフィスの利用の許可又は鍵貸与登録をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) シェアオフィスの施設、設備等（以下「施設等」という。）を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年9月18日条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団の活動を助長し、若しくはその運営に資することとなるとき、又は同条第2号に規定する暴力員、同条3号に規定する暴力団員等若しくは同条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。
- (4) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) その他シェアオフィスの管理上支障があるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、第3条に規定する事業以外を目的としてシェアオフィスを利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料)

第9条 別表第1の施設の利用者は、利用を開始する日までに別表第3第1号に規定する利用料を納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付することができる。

2 別表第2の施設の利用者は、町長が指定する期限までに別表第3第2号に規定する利用料を納付しなければならない。

(利用料の日割計算等)

第10条 別表第1の施設のうちオフィススペース、デスクスペース及びカウンタースペースにおいて利用期間が1月に満たないときは、その月の利用料

は日割計算により算定した額とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(利用料の返還)

第11条 すでに納付された利用料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可等の取消し等)

第12条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、シェアオフィスの利用の許可若しくは鍵貸与登録を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する（以下「利用許可等の取消し等」という。）ことができる。

- (1) この要綱の規定に違反し、又は町長の指示に従わないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の許可又は鍵貸与登録を受けたとき。
- (3) 第5条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 町長は、前項に規定する利用許可等の取消し等により、利用者が損害を受けることがあっても、これに対し町長は損害賠償その他一切の責めを負わない。

(入場の制限等)

第13条 町長は、第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、シェアオフィスへの入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用を終了したとき、又は第12条第1項に規定する利用許可の取消し等があったときは、当該利用場所を直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 町長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを代行し、それに要した費用を利用者に請求することができる。
- 3 前項の規定により、利用者の物品を移動及び処分した場合において、当該利用者に損害が生じて、町長は、損害賠償その他一切の責めを負わない。

(損害賠償等)

第15条 施設等を損傷し、又は滅失した利用者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 町長は、前項の場合において、当該損害を避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

(1) 施設名称

区分	施設 (室名・席名)
オフィススペース	O-1、O-2、O-3
デスクスペース	D-1、D-2、D-3、D-4
カウンタースペース	C-1、C-2

(2) 施設分割名称

区分	施設 (室名・席名)	施設分割利用
オフィススペース	O-1	O-1-1、O-1-2 O-1-3、O-1-4
	O-2	O-2-1、O-2-2

		O-2-3、O-2-4 O-2-5
	O-3	O-3-1、O-3-2 O-3-3、O-3-4

別表第2（第5条関係）

区分	施設（室名・席名）
貸切スペース	多目的ホール、会議室

別表第3（第9条関係）

(1) 施設毎の利用料 (単位：円)

区分	施設（室名・席名）	月額／施設
オフィススペース	O-1、O-3	25,000
	O-2	35,000
デスクスペース	D-1、D-2、 D-3、D-4	10,000
カウンタースペース	C-1、C-2	7,000
カウンタースペース （オフィススペース 分割利用）	O-1-1、O-1-2、 O-1-3、O-1-4、 O-2-1、O-2-2、 O-2-3、O-2-4、 O-2-5、O-3-1、 O-3-2、O-3-3、 O-3-4	7,000

(2) 貸切施設の利用料 (単位：円)

施設	3時間まで	6時間まで	1日まで
多目的ホール	1,000	2,000	4,000
会議室	300	600	1,200